

群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修センター内規

令和 2. 6. 1 制定

改正 令和 3. 2. 2 令和 4. 2. 1

令和 4.10. 1 令和 7. 4. 1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は，群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは，看護師の特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）に関する研修計画の策定，実施及び評価を円滑に行い，専門的な知識及び技能を修得した看護師を養成し，新たな医療の発展に寄与することのできる人材を輩出するとともに，本院における特定行為を実践する体制を整備することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特定行為研修の計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 研修生の受入れ及び資格審査に関すること。
- (3) 研修におけるカリキュラムの管理に関すること。
- (4) 研修における試験，実技試験，再試験及び実習の実施に関すること。
- (5) 研修生の成績評価及び修了認定に関すること。
- (6) 研修生に係る連絡及び照会事項の対応に関すること。
- (7) 研修生に係る協力施設等との連絡調整に関すること。
- (8) 特定行為の実践支援及び特定行為業務の調整に関すること。
- (9) その他特定行為の研修及び実践管理に関すること。

(職 員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他業務に必要な職員

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため，看護師の特定行為研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は，センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 外科診療センター長

- (4) 集中治療部長
- (5) 救命救急センター長
- (6) 看護部長又は副看護部長（教育担当）
- (7) 医療の質・安全管理部長
- (8) 地域医療研究・教育センターのスキルラボ部門から選出された教員及び看護職キャリア支援部門から選出された職員 各 1 人
- (9) 看護師の特定行為研修の実施に係る診療科等から選出された教員
- (10) 総務課長
- (11) 医事課長
- (12) その他委員長が必要と認めた者

（任 期）

第 7 条 前条第 8 号、第 9 号及び第 12 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 8 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（委員会）

第 9 条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第 10 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（小委員会）

第 11 条 委員会に、具体的事項を検討させるため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

（報 告）

第 12 条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

（事 務）

第 13 条 委員会の事務は、センター及び総務課において処理する。

（雑 則）

第 14 条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

（内規の改廃）

第 15 条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この内規は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 この内規の施行後、最初に選出される第6条第3号、第6号及び第12号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

- 1 この内規は、令和3年2月2日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に選出される第6条第8号、第9号及び第14号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。